

(証券コード8178)
平成26年12月3日

株主各位

東京都豊島区東池袋五丁目51番12号

株式会社 **マルエツ**
代表取締役社長 上田 真

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成26年12月17日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送いただきますようお願い申し上げます。

重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したもの有効といたしますので、ご了承ください。

敬具

記

1. 日 時 平成26年12月18日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番3号

ベルサール新宿グランド 1階イベントホール

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。）

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 株式移転計画承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「第1号議案における他の株式移転完全子会社（株式会社カスミ及びマックスバリュ関東株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、株主総会参考書類の記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruetsu.co.jp/>) に掲載しております。
 - 株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruetsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式移転計画承認の件

1. 株式移転を行う理由

首都圏は、日々お客様の新しいニーズが生まれ進化を続けている市場であり、今後も持続的な成長が期待される国内で最も肥沃かつ有望な市場ですが、同時にスーパーマーケット（以下「SM」と略します。）業界内の競争にとどまらず業界を超えた競争が更に厳しさを増している市場でもあります。

当社、株式会社カスミ（以下「カスミ」といいます。）、マックスバリュ関東株式会社（以下「MV関東」といいます。）（以下「事業会社3社」と総称します。）は、首都圏を基盤とするSM企業としてこれまで培ってきた経営ノウハウを更に進化させ、お客様の豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い地域に深く根差した企業となるとともに、常に革新と挑戦を続け時代に適応する企業であり続けるとの基本理念をもとに、事業会社3社はイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及び丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）（以下、事業会社3社、イオン及び丸紅を総称して「5社」といいます。）と共同して、経営統合により共同持株会社「ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（略称「U.S. Mホールディングス」）」を設立することを決定しました。

U. S. Mホールディングスは、事業会社3社が力を合わせて成長するとともに、志を同じくする首都圏のSM企業の参画を歓迎し、平成32年において売上高1兆円、1,000店舗体制を構築することで首都圏ナンバーワンのSM企業となることを目指します。

なお、事業会社3社は、新たに設立する共同持株会社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。上場日は、平成27年3月2日を予定しております。また、当社及びカスミは、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成27年2月25日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、共同持株会社の上場日並びに当社及びカスミの上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則により決定されます。

本議案は、本経営統合の実現のため、当社、カスミ及びMV関東の間で、会社法第772条に基づく共同株式移転の方法により共同持株会社であるU. S. Mホールディングスを設立し、その完全子会社となることに係る株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）のご承認をお願いするものであります。

2. 株式移転計画の内容の概要

次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社マルエツ（以下「マルエツ」という。）、株式会社カスミ（以下「カスミ」という。）及びマックスバリュ関東株式会社（以下「MV関東」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

マルエツ、カスミ及びMV関東は、本株式移転計画に定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立親会社（以下「本持株会社」という。）の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）において、マルエツ、カスミ及びMV関東の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社」とし、英文では「United Super Markets Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店所在地

本持株会社の本店所在地は東京都千代田区とし、本店所在場所は東京都千代田区神田錦町一丁目1番とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、5億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
上田 真 (マルエツ)
古瀬 良多 (マルエツ)
小濱 裕正 (カスミ)
藤田 元宏 (カスミ)
秋吉 満 (丸紅株式会社 (以下「丸紅」という。))
岡田 元也 (イオン株式会社 (以下「イオン」という。))
平尾 健一 (イオン)
鳥飼 重和 (独立社外取締役／イオン及び丸紅が選任)
2. 本持株会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。
細谷 和夫 (マルエツ)
内田 勉 (カスミ)
笹岡 晃 (非常勤／丸紅)
若生 信弥 (非常勤／イオン)
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が、マルエツ、カスミ及びMV関東の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるマルエツ、カスミ及びMV関東の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する普通株式に代わり、(i) マルエツが基準時現在発行している普通株式数の合計に0.51を乗じて得られる数と同数、(ii) カスミが基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じて得られる数と同数、及び(iii) MV関東が基準時現在発行している普通株式数の合計に300を乗じて得られる数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時におけるマルエツ、カスミ及びMV関東の普通株式の株主に対し、その所有するマルエツの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式0.51株の割合をもって割当て、その所有するカスミの普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割当て、その所有するMV関東の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式300株の割合をもって割当てる。
3. 前二項の計算において、マルエツ、カスミ及びMV関東の普通株式の株主に対して交付しなければならない本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

金100億円

(2) 資本準備金の額

金25億円

(3) 利益準備金の額

金0円

第6条（本持株会社成立日）

本持株会社成立日は、平成27年3月2日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、マルエツ、カスミ及びMV関東にて協議の上、合意により本持株会社成立日を変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

マルエツ、カスミ及びMV関東は、それぞれ以下に定める日を開催日として臨時株主総会を開催し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、マルエツ、カスミ及びMV関東にて協議の上、合意により当該株主総会の開催日を変更することができる。

マルエツ：平成26年12月18日

カスミ：平成26年12月22日

MV関東：平成26年12月18日

第8条（株式上場及び株主名簿管理人）

1. 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. マルエツは、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3円及び総額376百万円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. カスミは、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり7円及び総額454百万円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. マルエツ、カスミ及びMV関東は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後、本持株会社成立

日までの間において、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、マルエツ、カスミ及びMV関東にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りではない。

第10条（自己株式の消却）

マルエツ及びカスミは、本持株会社成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を基準時までに消却するものとする。

第11条（新株予約権の取扱い）

マルエツは、本持株会社成立日の前日までに、マルエツの発行する新株予約権の全部を、新株予約権者による権利放棄又はその他マルエツ、カスミ及びMV関東が合意する方法により消滅させるものとし、そのために必要な全ての手続を行うものとする。

第12条（会社財産の管理等）

マルエツ、カスミ及びMV関東は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内で自ら及びその子会社又は関連会社の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの事業、財産状況又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、あらかじめマルエツ、カスミ及びMV関東にて協議の上、合意によりこれを行うものとする。

第13条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定めるマルエツ、カスミ及びMV関東のいずれかの株主総会において本株式移転計画の承認が得られない場合、本持株会社成立日までに、本株式移転の実行に必要となる法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条（本株式移転計画の内容の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画の作成後、本持株会社成立日までの間に、マルエツ、カスミ及びMV関東のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由の発生が判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは発生することが明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合、又は本株式移転の円滑な実施のために必要と認められる場合には、マルエツ、カスミ及びMV関東は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他の本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、マルエツ、カスミ及びMV関東が別途協議の上、合意により定める。

本株式移転計画の作成を証するため、本書3通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成26年10月31日

マルエツ：東京都豊島区東池袋5丁目51番12号

株式会社マルエツ

代表取締役 上田 真

カスミ：茨城県つくば市西大橋599番地1

株式会社カスミ

代表取締役 藤田 元宏

MV関東：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

マックスバリュ関東株式会社

代表取締役 後藤 清忠

(別紙)

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社と称し、英文ではUnited Super Markets Holdings Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、以下の事業を営むこと、および当該事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入
- (2) 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、鉄砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじのうりさばき
- (3) 酒類の小売、卸売および輸出入
- (4) 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
- (5) 自動車、自転車、軽車両その他の運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品付属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
- (6) 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸
- (7) 絵画その他の美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
- (8) 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
- (9) カタログによる通信販売
- (10) 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
- (11) コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
- (12) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
- (13) 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
- (14) 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊技場、公衆浴場、スポーツ施設、有料老人ホーム、映画・演劇場、文化教室および駐車場の経営

- (15) 学習塾、結婚式場、展示会場およびプレイガイドの経営
- (16) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
- (17) ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
- (18) 自動車運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取次事業および倉庫業
- (19) 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
- (20) 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
- (21) 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
- (22) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
- (23) 経営コンサルタント業
- (24) 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・監理業務ならびにテナント募集の代行、土地・建物の有効活用に関する企画・調査・設計およびその受託
- (25) 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
- (26) 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
- (27) 金融商品仲介業
- (28) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
- (29) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
- (30) 一般産業廃棄物の収集・運搬・処理事業ならびにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の効利用事業
- (31) 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引または公開買付けの方法により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主の権利行使の手続その他株主に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、16名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第37条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成28年2月29日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第27条および第35条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に係る当会社の取締役および監査役の報酬等の合計額は、それぞれ次のとおりとする。

取締役	金1億5,000万円以内
監査役	金5,000万円以内

(前二条および本条の削除)

第3条 前二条および本条は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

(責任限定契約)

第4条 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行日の到来をもって、本定款を以下のとおり変更する。

(1) 第28条第2項を、以下のとおりとする。

「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」

(2) 第36条第2項を、以下のとおりとする。

「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」

(前条および本条の削除)

第5条 前条および本条は、前条の定款変更の効力発生の時をもって、削除する。

以上

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

当社、カスミ及びMV関東は、本株式移転の方法により共同持株会社を設立するに際し、事業会社3社それぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当社	カスミ	MV関東
株式移転比率	0.51	1	300

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.51株を、カスミの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、MV関東の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式300株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、事業会社3社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、5社で協議の上、変更することができます。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：131,687,853株

上記は、当社の平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数（128,894,833株）、カスミの平成26年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数（65,013,859株）、MV関東の平成26年11月30日時点における普通株式の発行済株式総数（10,000株）を前提として算出しております。但し、当社及びカスミは、共同持株会社が事業会社3社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）においてそれぞれが保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生じた後、本株式移転の効力発生までの間に消却する予定であるため、当社の平成26年8月31日時点における自己株式数（3,571,372株）及びカスミの平成26年8月31日時点における自己株式数（240,971株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、MV関東は、平成26年10月30日付で、平成26年11月30日を払込期日として、イオンを割当先とする第三者割当増資を行い、新たに2,000株を発行する旨の株主総会決議を行っております。なお、払込は平成26年11月14日に完了しており、係る株式は、上記の算出において、新株式交付の対象に含めております。

なお、当社又はカスミの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当社又はカスミの平成26年8月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける事業会社3社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。また、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

②本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）の算定根拠等

上記(1)①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、当社は株式会社日本政策投資銀行（以下「D B J」といいます。）を、カスミは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、イオンはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。各社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、事業会社3社間で自社以外の他の2社に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、それぞれの間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成26年10月31日に開催された、事業会社3社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③算定に関する事項

ア. 算定機関の名称並びに当社、カスミ及びイオンとの関係

当社の第三者算定機関であるD B J、カスミの第三者算定機関である野村證券及びイオンの第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも当社、カスミ又はイオンの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、当社は、D B Jと融資に係る取引関係がございますが、重要な利害関係には該当いたしません。

イ. 算定の概要

当社、カスミ及びイオンは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はD B Jを、カスミは野村證券を、イオンはみずほ証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式移転比率算定書を取得いたしました。

DBJは、当社及びカスミの普通株式がともに東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、事業会社3社においていずれも類似する事業を行う上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に事業会社3社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、カスミの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割当てる場合に、当社の普通株式1株及びMV関東の普通株式1株それぞれに対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

市場株価法では、平成26年10月29日（以下「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。なお、MV関東は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法を利用し、算定レンジを算出しております。

採用手法	当社	MV関東
市場株価法	0.508～0.529	83～314
類似会社比較法	0.390～0.713	101～287
DCF法	0.474～0.627	295～337

DBJは、株式移転比率の算定に際して、事業会社3社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び各負債の分析及び評価も含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、事業会社3社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、事業会社3社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

DBJがDCF法の前提とした当社の将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。平成27年2月期において発生する見込みの一部資産の処分による一時的な利益が平成28年2月期には発生しないため対前年度比で大幅な減益となること、及び、平成29年2月期においては新規出店に伴う売上及び利益の増加を見込むとともに粗利の改善が寄与することから、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

また、DBJがDCF法の前提としたカスミの将来の利益計画においては、平成28年2月期において、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。これは、平成27年2月期において見込む減損損失が平成28年2月期に大幅に縮小すること、並びに、新規出店及び既存店改装による売上増が寄与することによるものです。

また、D B JがD C F法の前提としたMV関東の将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、平成28年2月期においては平成27年2月期に発生する見込みの減損損失が大幅に縮小すること、及び、平成29年2月期には出店店舗が利益に寄与することで対前年度比で大幅な増益となることをそれぞれ見込んでおります。

野村證券は、事業会社3社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、当社及びカスミについては、両社の株式がともに東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、事業会社3社のいずれも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、D C F法を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、カスミの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割当てる場合に、当社の普通株式1株及びMV関東の普通株式1株それぞれに対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法では、平成26年10月29日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。なお、MV関東は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しております。

採用手法	当社	MV関東
市場株価平均法	0.51～0.53	368.04～507.48
類似会社比較法	0.14～0.67	358.09～373.27
D C F法	0.11～0.66	391.65～538.01

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、事業会社3社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、事業会社3社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、事業会社3社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、事業会社3社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

野村證券がD C F法の前提としたカスミの将来の利益計画においては、平成28年2月期において、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。これは主として、平成27年2月期において見込む減損損失が平成28年2月期に大幅に縮小すること、並びに、新規出店及び既存店改装による売上増が寄与することによるものです。

また、野村證券がDCF法の前提とした当社の将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成27年2月期において一部資産の処分による一時的な利益を見込んでいるものが、平成28年2月期には発生しないため、対前年度比較において大幅な減益となること、及び新規出店に伴う売上及び利益の増加を見込んでおり、その結果、平成29年2月期では対前年度比較において大幅な増益となることを見込んでいるためです。

また、野村證券がDCF法の前提としたMV関東の将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成28年2月期においては新規出店に伴う出店コスト等により対前年度比較で大幅な減益を見込みますが、平成29年2月期は前年度に出店した店舗の利益寄与及び既存店舗の粗利改善効果の発現により対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでいるためです。

みずほ証券は、事業会社3社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、当社及びカスミについては、両社の株式がともに東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、MV関東は比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、また、事業会社3社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、カスミの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割当てる場合に、当社の普通株式1株及びMV関東の普通株式1株それぞれに対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価基準法では、平成26年10月29日（以下「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

また、MV関東の類似企業比較法の算定レンジは、カスミの市場株価基準法による算定結果を引用し、算出しております。

採用手法	当社	MV関東
市場株価基準法	0.51～0.53	—
類似企業比較法	—	202.18～311.91
DCF法	0.37～0.52	225.02～343.02

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に

評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

みずほ証券がDCF法の前提としたMV関東の将来の利益計画においては、平成28年2月期から平成31年2月期にかけて、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。これは、平成28年2月期においては、平成27年2月期に発生する見込みの減損損失が大幅に縮小すること並びに、平成28年2月期から平成31年2月期にかけて、新店の利益貢献、及び本部の効率化による本部コストの削減等により、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいるためです。

また、みずほ証券がDCF法の前提とした当社の将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成27年2月期において発生する見込みの一部資産の処分による一時的な利益が平成28年2月期には発生しないため対前年度比で大幅な減益となること、及び、平成29年2月期から平成31年2月期にかけて、新店の利益貢献、惣菜等の成長カテゴリーの強化による既存店売上の向上及び社員のパート化等によるコスト削減等により、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいるためです。

また、みずほ証券がDCF法の前提としたカスミの将来の利益計画においては、平成28年2月期において、対前年度比較において大幅な増益を見込んでおります。これは、平成27年2月期において見込む減損損失が平成28年2月期に大幅に縮小することによるものです。

④公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性を担保するために、各社から独立した第三者算定機関として、当社はDBJを、カスミは野村證券を、イオンはみずほ証券をそれぞれ選定し、本株式移転に用いられる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、各社は、法務アドバイザーとして、当社は鳥飼総合法律事務所を、カスミはTMJ総合法律事務所を、イオンは弁護士法人淀屋橋・山上合同及び森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、鳥飼総合法律事務所、TMJ総合法律事務所、弁護士法人淀屋橋・山上合同及び森・濱田松本法律事務所は、5社の関連当事者には該当せず、5社との間でいずれも重要な利害関係を有しません。

⑤利益相反を回避するための措置

イオンは当社の発行済株式総数の31.96%（平成26年8月31日現在。）の株式を、丸紅は当社の発行済株式総数の28.80%（平成26年8月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式を、イオンはカスミの発行済

株式総数の32.40%（平成26年8月31日現在。）の株式を、イオンはMV関東の発行済株式総数の100.00%（平成26年8月31日現在。）の株式をそれぞれ保有しております。

当社は、上記の資本関係にあることから、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

当社の平成26年10月31日開催の取締役会においては、イオンの顧問を兼任している内山一美氏及び丸紅の執行役員を兼務している山崎康司氏は、利益相反回避の観点から、事業会社3社の経営統合に関する契約（以下「本統合契約」といいます。）及び本株式移転に関する審議及び決議に参加せず、内山一美氏及び山崎康司氏を除いた全会一致により、本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。

また、当社の監査役のうち、イオンの取締役を兼任している豊島正明氏及び丸紅の食品部門長代行を兼任している熊田秀伸氏は、上記の取締役会において、意見表明を行っておりません。なお、当社の上記取締役会において、豊島正明氏及び熊田秀伸氏を除いた当社の監査役3名全員は本統合契約及び本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

カスミは、上記の資本関係にあることから、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

カスミの平成26年10月31日開催の取締役会においては、イオンの取締役を兼任している岡田元也氏は、利益相反回避の観点から、本統合契約及び本株式移転に関する審議及び決議に参加しておりません。同日開催の取締役会においては、岡田元也氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全会一致により、本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成が決議されております。

また、同様の観点から、カスミの監査役のうち、イオンの執行役を兼任している濱田和成氏は、上記の取締役会において、審議に参加しておりません。なお、カスミの上記取締役会には、濱田和成氏を除いたカスミの監査役4名全員が出席し、出席した全ての監査役は本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金等に関する事項

当社、カスミ及びMV関東は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額 100億円

資本準備金の額 25億円

利益準備金の額 0円

上記の共同持株会社の資本金及び準備金の額は、設立後の共同持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、当社、カスミ及びMV関東との間で協議の上、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき決定しており、相当であると判断しております。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。なお、当社は、平成26年10月31日をもって、取締役及び執行役員の報酬として継続的に付与している株式報酬型ストック・オプションを廃止し、金銭による役員退職慰労金制度に移行いたしました。これに伴い、新株予約権者の全員から、未行使の新株予約権の全部を放棄する旨の書面を取得し、既発行の新株予約権の全部を消滅させております。

5. カスミに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

カスミの平成26年2月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruetsu.co.jp/>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

カスミが保有する自己株式並びに本株式移転計画の効力発生時の直前までに同社が保有することとなる自己株式の全て（なお、平成26年9月30日時点における自己株式数は240,971株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。）を、消却時において本株式移転計画が有効であることを条件として、本株式移転の効力発生時の直前に消却する予定であります。

6. MV関東に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

MV関東の平成26年2月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruetsu.co.jp/>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①第三者割当増資

MV関東は、平成26年10月30日付で、平成26年11月30日を払込期日として、以下の概要でイオンを割当先とする第三者割当増資を実施する旨の決議をしております。

募集株式の種類及び数 普通株式 2,000株

払込金額 1株につき金1,000,000円（総額金20億円）

増加する資本金の額 金10億円

増加する資本準備金の額 金10億円

払込期日 平成26年11月30日

なお、上記の払込は、平成26年11月14日に完了しております。

②資本金及び資本準備金の額の減少並びに剩余金の処分

MV関東は、平成26年10月30日付で、平成26年12月22日を効力発生日として、以下の概要の資本金及び資本準備金の額の減少並びに剩余金の処分を行う旨の株主総会決議をしております。

- ア 資本金を10億円減少させ、その全額をその他資本剩余金に振り替える。
- イ 資本準備金を10億円減少させ、その全額をその他資本剩余金に振り替える。
- ウ ア及びイによりその他資本剩余金の額が増加した後、その他資本剩余金を20億円減少させ、その全額を繰越利益剩余金に振り替える。

7. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社が保有する自己株式並びに本株式移転計画の効力発生時の直前までに当社が保有することとなる自己株式の全て（なお、平成26年10月31日時点における自己株式数は3,571,667株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。）を、消却時において本株式移転計画が有効であることを条件として、本株式移転の効力発生時の直前に消却する予定であります。

8. 共同持株会社の取締役となる者に関する事項

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重複しない兼任職の状況)	(1) 所有する 当社の株式数 (2) 所有する カスミの株式数 (3) 所有する MV関東の株式数 (4) 割当てられる 共同持株会社の株式数
小瀬裕正 (昭和16年3月12日生)	昭和40年4月 (株)主婦の店ダイエー(現(株)ダイエー) 入社 平成9年5月 同社専務取締役 平成12年9月 (株)カスミ顧問 平成13年5月 同社代表取締役副社長 平成14年3月 同社代表取締役社長 平成22年3月 同社代表取締役会長(現任)	(1) 980株 (2) 162,300株 (3) 一株 (4) 162,799株
上田真 (昭和28年8月17日生)	昭和51年3月 当社入社 平成7年4月 当社販売本部第16販売部長 平成8年4月 当社経営管理本部経営計画部長 平成11年3月 当社総務人事本部人事部長 平成17年3月 当社教育人事本部長 平成17年5月 当社取締役 平成18年5月 当社執行役員 平成19年5月 当社常務執行役員 平成20年3月 当社営業企画本部長 平成22年3月 当社教育人事本部長 平成22年9月 当社営業統括副統括(商品計画担当) 平成23年5月 当社専務執行役員 平成25年4月 当社代表取締役社長(現任)	(1) 34,100株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 17,391株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する 当社の株式数 (2) 所有する カスミの株式数 (3) 所有する MV関東の株式数 (4) 割当てられる 共同持株会社の株式数
平尾健一 (昭和37年1月1日生)	昭和59年3月 ジャスコ（株）（現イオン（株））入社 平成14年8月 マックスバリュ宮城福島事業部長 平成17年9月 マックスバリュ近畿四国事業部長 平成19年3月 （株）マイカルカンテボーレ代表取締役社長 平成21年2月 イオンベーカリーシステム（株）代表取締役社長 平成22年4月 イオンタイランド（株）代表取締役社長 平成26年9月 イオン（株）SM. D S. 小型店事業最高経営責任者補佐（現任）	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株
藤田元宏 (昭和30年7月11日生)	昭和53年3月 （株）カスミ入社 平成10年9月 同社人事部マネジャー 平成12年5月 同社取締役 平成16年5月 同社常務取締役 平成17年3月 同社上席執行役員業務サービス本部マネジャー 兼コンプライアンス統括室マネジャー 平成18年3月 同社ストアサティスファクション業務本部マネジャー 平成18年5月 同社開発本部マネジャー 平成19年5月 同社専務取締役 平成21年2月 同社店舗開発・サービス本部マネジャー 平成22年9月 同社販売統括本部マネジャー兼フードマーケット運営事業本部マネジャー 平成23年9月 同社営業統括本部マネジャー兼フードマーケット運営事業本部マネジャー 平成24年3月 同社代表取締役社長（現任）	(1) 一株 (2) 92,200株 (3) 一株 (4) 92,200株

ふる 氏 り が な (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する 当社の株式数 (2) 所有する カスミの株式数 (3) 所有する MV関東の株式数 (4) 割当てられる 共同持株会社の株式数
ふる 瀬 りょう た 古瀬良多 (昭和32年1月3日生)	昭和55年3月 当社入社 平成11年3月 当社経営管理本部総合企画部長 平成13年3月 当社経営企画室事業企画部長 平成15年9月 当社経営戦略室調査部長 平成18年3月 当社経営企画本部長 平成18年5月 当社取締役（現任）執行役員 平成20年5月 当社常務執行役員 平成23年5月 当社専務執行役員 平成25年4月 当社経営企画本部長兼財務経理管掌 平成25年5月 当社副社長執行役員（現任） 平成26年3月 当社経営企画本部長兼財務経理管掌兼開発管掌 （現任）	(1) 27,000株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 13,770株
おか だ もと や 岡田元也 (昭和26年6月17日生)	昭和54年3月 ジャスコ（株）（現イオン（株））入社 平成2年5月 同社取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成7年5月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成15年5月 同社取締役兼代表執行役社長（現任） 平成15年9月 （株）マイカル（現イオンリテール（株））代表取締役会長 平成16年5月 （株）カスミ取締役相談役（現任） 平成24年3月 イオン（株）グループCEO（現任）	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する 当社の株式数 (2) 所有する カスミの株式数 (3) 所有する MV関東の株式数 (4) 割当てられる 共同持株会社の株式数
あきよし　みつる 秋吉満 (昭和31年1月9日生)	昭和53年4月 丸紅(株)入社 平成17年4月 同社財務部長 平成19年4月 同社執行役員 平成21年4月 同社常務執行役員 平成22年6月 同社代表取締役常務執行役員 平成24年4月 同社代表取締役専務執行役員 平成26年4月 同社代表取締役副社長執行役員(現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株
とり　かい　しげ　かず 鳥飼重和 (昭和22年3月12日生)	昭和50年4月 税理士事務所入所 平成2年4月 弁護士登録 平成6年4月 鳥飼経営法律事務所(現鳥飼総合法律事務所) 代表(現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株

- (注) 1. 所有する当社、カスミ及びMV関東の株式数は、平成26年8月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき株式移転比率を勘案して記載しております。
2. 取締役候補者と当社、カスミ及びMV関東との間の特別の利害関係について
- (1) 取締役候補者の岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOであり、当社とイオングループとの間には、商品の仕入等の取引があります。カスミとイオングループとの間には、商品の仕入、店舗の賃借、クレジット委託業務、設備の購入等の取引があります。MV関東とイオングループとの間には、資金の借入、加盟店契約、商品の仕入、店舗の賃借等の取引があります。
- (2) 取締役候補者の秋吉 満氏は、丸紅株式会社代表取締役副社長執行役員であり、当社と丸紅グループとの間には、商品の仕入等の取引があります。
- (3) その他の取締役候補者と当社、カスミ及びMV関東との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、鳥飼重和氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。社外取締役候補者の鳥飼重和氏は、弁護士として企業法務に関する豊かな経験と財務及び会計に関する幅広い知見を共同持株会社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。会社経営に関与したことではありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしております。
4. 共同持株会社は、社外取締役候補者が選任された場合には、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

9. 共同持株会社の監査役となる者に関する事項

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の地位)	(1) 所有する 当社の株式数 (2) 所有する カスミの株式数 (3) 所有する MV関東の株式数 (4) 割当てられる 共同持株会社の株式数
細谷和夫 (昭和28年2月3日生)	昭和50年4月 (株)ダイエー入社 昭和53年1月 (株)サンコー入社 (昭和56年7月同社は当社に合併) 平成6年4月 当社販売本部第5販売部長 平成7年4月 当社商品本部加工食品部長 平成13年3月 当社経営企画室経営計画部長 平成15年3月 当社営業統括神奈川エリア総括マネージャー 平成18年4月 当社販売統括本部副本部長兼販売計画部長 平成19年5月 当社執行役員販売統括本部埼玉販売本部長 平成21年3月 当社販売統括神奈川販売本部長 平成23年3月 当社社長付 平成23年5月 当社監査役(現任)	(1) 33,400株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 17,034株
内田勉 (昭和28年6月28日生)	昭和51年3月 (株)カスミ入社 平成17年3月 同社執行役員 平成18年7月 同社人事総務本部マネージャー兼秘書室マネージャー 平成19年5月 同社取締役 平成21年2月 同社人事総務部マネージャー 平成24年5月 同社監査役(現任)	(1) 一株 (2) 26,800株 (3) 一株 (4) 26,800株
笠岡晃 (昭和35年10月10日生)	昭和59年4月 丸紅(株)入社 平成19年4月 同社流通企画部長 平成22年4月 同社ダイエー事業室長 平成26年4月 同社食品部門長補佐(現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株

ふりがな (生年月日)	略歴 (重要な兼職の地位)	(1) 所有する 当社の株式数 (2) 所有する カスミの株式数 (3) 所有する MV関東の株式数 (4) 割当てられる 共同持株会社の株式数
わこうしんゆ (昭和31年10月6日生)	<p>昭和55年4月 (株) 第一勧業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行</p> <p>平成19年4月 (株) みずほコーポレート銀行執行役員</p> <p>平成19年4月 同社グローバルストラクチャードファイナンス 営業部長</p> <p>平成20年4月 同社常務執行役員</p> <p>平成20年4月 同社欧州地域統括役員</p> <p>平成22年7月 同社米州地域統括役員</p> <p>平成24年4月 同社米州地域ユニット長</p> <p>平成25年7月 (株) みずほ銀行常務執行役員</p> <p>平成25年7月 同社米州地域ユニット長</p> <p>平成26年1月 (株) みずほフィナンシャルグループ常務執行役員兼 (株) みずほ銀行常務執行役員</p> <p>平成26年1月 同社米国FBO規制対応担当役員兼 (株) みずほ銀行米州地域ユニット長</p> <p>平成26年5月 イオン(株) 専務執行役(現任)</p> <p>平成26年5月 同社グループ財務最高責任者(現任)</p>	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株

- (注) 1. 所有する当社、カスミ及びMV関東の株式数は、平成26年8月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき株式移転比率を勘案して記載しております。
2. 各監査役候補者と当社、カスミ及びMV関東との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者のうち、笹岡 晃氏及び若生信弥氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- (1) 社外監査役候補者の笹岡 晃氏は、企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、監査全般に対し公正かつ適正な監査を行えるものと判断しました。
- (2) 社外監査役候補者の若生信弥氏は、金融事業分野における長年の経験や幅広い知見や識見を有しており、多角的な視点からの監査を行えるものと判断しました。
4. 共同持株会社は、社外監査役候補者が選任された場合には、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

10. 共同持株会社の会計監査人となる者に関する事項

平成26年10月31日現在

名 称	有限責任監査法人トーマツ
事 務 所	主たる事務所 東京都港区港南2-15-3 品川インターナシティC棟 その他の事務所 国内29か所、海外駐在員派遣約40都市
沿 革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル（現：デロイト トウシュ トーマツ リミテッド）へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
概 要	資本金 836百万円（平成26年6月末日現在） 総人員数 5,948名（平成26年6月末日現在）

(注) 会社法施行規則第77条第7号に規定する事項は次のとおりであります。

カスミは、有限責任監査法人トーマツに対し、国際財務報告基準（I F R S）に関する助言・指導業務を委託しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案が承認可決され、本株式移転が実施されますと、当社の株主の皆様は、平成27年3月2日（予定）をもって設立される当社の完全親会社「ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社」の株主となり、その結果、当社の株主は、「ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社」のみとなります。

これに伴いまして、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなりますので、現行定款第14条の規定を削除し、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案が原案どおり承認可決されること、平成27年2月28日の前日までに第1号議案においてご承認いただぐ本株式移転計画の効力が失われていないこと、及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成27年2月28日に効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) <u>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2 月末日とする。</u>	(削除)
第15条 ↓ (略)	第14条 ↓ (現行どおり)
第38条	第37条

(ご参考)

平成27年2月期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第36条（定款変更後の第35条）に従い、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様又は登録株式質権者様に対し、当社からお支払する予定でございます。

なお、この期末配当につきましては、1株につき3円とすることを予定しております。

以上

経営統合に関するQ & A

Q

株式移転の方法により共同持株会社を作るとはどのようなことですか？

A

株式移転とは、1又は2以上の株式会社が、新たに持株会社を設立し、その新たに設立した持株会社に、その会社の発行済株式の全部を取得させる企業再編の手法をいいます。本経営統合においては、当社、カスミ及びMV関東（以下「3社」といいます。）は、共同して、持株会社となる「U. S. Mホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し、3社の発行済株式の全部を共同持株会社が取得します。それと引き換えに、共同持株会社設立の日（平成27年3月2日予定）の前日の3社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、共同持株会社の株式を割当てます。

また、本経営統合に伴い、当社とカスミの普通株式は上場廃止となり、代わりに共同持株会社の普通株式について新規に上場する予定です。

Q

現在所有しているマルエツの株式はどうなるのでしょうか？

A

本株式移転により、当社の株式は上場廃止日（平成27年2月25日予定）の前営業日をもちまして、売買停止となります。共同持株会社の株式を同社の設立の日（平成27年3月2日予定）の前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し割当てることとしております。平成27年3月2日以降は、共同持株会社の株式を市場でお取引いただくことが可能です。

Q

共同持株会社の売買単位はどうなるのですか？

A

共同持株会社の売買単位は100株となります。

Q

経営統合とありますかが合併とは違うのですか？

A

合併の場合、法人格が完全に一体となります。本経営統合においては、3社は、それぞれ、共同持株会社の完全子会社として存続いたします。

合併に伴う混乱等を回避し、スピード感をもって統合効果を発揮していくためには、3社を存続させることが有効であると考えております。

Q

株式移転計画とはどのようなものですか？

A

株式移転をするためには、株式移転により設立する株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数など、一定の事項を定めた株式移転計画を作成する必要があります。3社は、本経営統合のため、株式移転計画を共同で作成いたしました。株式移転計画の内容につきましては、3頁から15頁までに記載しております。

Q

株式移転比率はどのようにして決まったのですか？

A

3社は、それが起用したFA（ファイナンシャル・アドバイザー）の評価を参考に、3社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、それぞれの間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成26年10月31日に株式移転比率を決定し、合意いたしました。株式移転比率の算定根拠等につきましては、16頁から21頁までに記載しております。

Q

株式移転により交付される共同持株会社の株式の数はどのように計算されるのですか？

A

共同持株会社設立の日（平成27年3月2日予定）の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、そのご所有の当社の普通株式1株につき0.51株の割合で共同持株会社の普通株式を割当て、交付いたします。

Q

株式移転により株主が共同持株会社の株式の交付を受けるに当たり、届出、申請等、何か手続きは必要ですか？

A

現在、開設されている口座管理機関の口座（証券会社等のお取引口座又はみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座）に共同持株会社の普通株式が、自動的に割当てられますので株主の皆様に特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

Q

配当はどのようになるのですか？

A

当社の第63期事業年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）に係る剰余金の配当（期末配当）につきましては、平成27年2月28日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対し、1株あたり3円を、当社からお支払いする予定です。

剰余金の配当につきましては、5頁・33頁に記載しております。

以 上

〈メモ欄〉

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿八丁目17番3号
ベルサール新宿グランド 1階イベントホール



＜交通のご案内＞

- ・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」1番出口より徒歩約4分

＜お願い＞

- ・駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

本臨時株主総会におきましては、株主総会ご出席の株主の皆様への、お土産のご用意はございません。また、会場には手荷物をお預かりする施設はございませんので、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。